

熱中症特別警戒アラートについて

この度、「熱中症特別警戒アラート」が、令和6年4月24日から運用が開始され、熱中症による重大な健康被害が生じる危険性が高い場合、前日午後2時に環境省及び気象庁から発表されることとなりました。

以下、環境省ホームページから

熱中症特別警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーメッセージ）

- ・広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- ・自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
- ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
- ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- ・今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

熱中症特別警戒アラートとは

- ・都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表します。都道府県の枠を超えて暑い状況等が想定されますので、近隣の都道府県においても注意が必要な可能性があります。
- ・自助で熱中症予防行動をとることが基本ですが、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助による熱中症予防行動が難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要となります。
- ・自助を原則として、個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援するような状況です。

・事前に市町村長が市町村（市町村には特別区を含む。）の区域内に存する施設を指定暑熱避難施設として指定している場合には、熱中症特別警戒情報が発表される際、当該指定暑熱避難施設が開放されます。

・なお、熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達する場合に発表します。

・個々の地点の暑さ指数（WBGT）は、環境によって大きく異なりますので、黒球の付いたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することをお勧めします。

熱中症特別警戒アラート発表時の熱中症対策

・熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞ることのほか体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態ではありますが、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。そのため、全ての国民が自助の徹底を行うことが重要です。

・特に、脱水状態にある人、高齢者、乳幼児、からだに障害のある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動をしていない人、暑さに慣れていない人、病気の人、体調の悪い人などは、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。「熱中症弱者」の方々は、自助による熱中症予防行動が難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助等積極的に行うことが大切です。

・以下のとおりの熱中症予防行動の実施の徹底をお願いいたします。

・室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす※。

・こまめな休憩や水分補給・塩分補給

・身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認※※した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の徹底

・熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」は自ら積極的に対策を徹底し、周囲の方も熱中症弱者への声かけを徹底

※熱中症対策としては、涼しい環境への避難が大切ですが、それができない場合（自宅のエアコンが故障した場合等）は、衣服を緩めることや重症化等の予防に、皮膚を濡らしてうちわや扇風機で扇ぐことや、氷やアイスパックなどで冷やすことも対策として考えられます。

※※個々の地点の暑さ指数（WBGT）は、環境によって大きく異なるため、黒球のついた・WBGT測定機器等を用いて独自に測定することが推奨されます。

・熱中症対策としては、涼しい環境への避難が大切なため、市町村が事前に指定を行っているクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）※が指定の時間帯に開放されます。自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

※クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、暑さをしのげる場の確保として、市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たすことから指定した施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）となります。詳細については、市町村の発表している情報を参照願います。

・また、管理者がいる場所やイベント等について、暑さ指数（WBGT）などの実測の上、責任者が、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をお願いいたします。

熱中症特別警戒アラートへの対応について

1. 市民への周知（関係部）

熱中症警戒アラートの周知

時間：前日午後5時、当日午前5時

内容：東京都から東京地方に熱中症警戒アラートメールがあった場合、健康推進課がGaroonに掲載

（Garoonへの掲載を受けて）秘書広報室がホームページに掲載、ツイッター、フェイスブックに配信

（東京都からのメールを受けて）安心安全課がこまめ安心安全情報メールに配信

【R6年度からの変更点】

- ・熱中症特別警戒アラート追加（前日午後2時）

市民への周知は熱中症警戒アラートが発令された場合と同様に行う。

2. クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について（福祉保健部）

狛江市では、例年「熱中症予防スポット」として市内公共施設を幅広く市民向けに開放しているとともに、民間施設等のご協力をいただき「高齢者向け熱中症予防スポット」を設置していることから、今年度についても同様の対応とし、現時点ではクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定は行わないものとする。ただし、熱中症特別警戒アラートが発令された場合、公共施設において休館日であっても開放するなど可能な対応を図る。

3. 小中学校について（教育部）

4月30日付けで熱中症に関する通知文を発出

「熱中症特別警戒アラート」（前日午後2時発表）、「熱中症警戒アラート」（前日午後5時及び当日午前5時発表）が発表された場合、各学校は配布した通知に沿って対応をする。※外で活動の場合は、事前に暑さ指数の測定を行う等

日本スポーツ協会の熱中症予防運動指標に基づき、運動の可否を判断すること。

4. 保育園・学童クラブ等について（子ども家庭部）

現状「暑さ指数 31 以上」の場合には、外での活動、水遊び等は中止とし、室内で過ごすこととしているため、熱中症特別警戒アラートが発令された場合も同様の対応とする。

また、熱中症予防対策として、各施設（私立も含む）で環境省の「暑さ指数メール配信サービス（熱中症予防情報メール）」を登録してもらおう。

- ・暑さ指数 31 以上（危険）の場合は、これまで同様に外での活動、水遊びは中止
 - ・28 以上 31 未満（厳重警戒）の場合は、外での活動は各施設で判断
- ※日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」参考

5. 体育施設について（教育部）

屋外またはエアコン設備のない施設の対応は、現在、指定管理者と対応を検討中
天候を理由にキャンセルする場合は返金対応

6. 公園使用等について（環境部）

公園使用許可決定通知書及び狛江水辺の楽校の使用届許可欄に、「申請者は熱中症特別警戒アラートが発表された際に、イベント等に関与する全ての人々が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、イベント等の中止・延期等を判断すること」の条件に追記することを検討中

7. 工事関係について（関係部）

積算基準上は、昨年 10 月 1 日から道路工事の天候等の影響による作業不能日に猛暑日を加え、工期の設定においては割増し補正を適用することとしているため、狛江市もこれにならった運用とする。

8. 監視業務（バーベキュー・タバコ等）委託関係について（環境部）

暑さ指数 25 以上 28 未満（警戒）以上の場合は、受注者は状況により当日の業務の中止や時間を短縮することができる等、対応している。

9. ごみ収集について（環境部）

ごみ分別アプリトップページにおいて、ごみをなるべく出さないよう周知し、市民及び委託事業者の身体的な負担を軽減する。委託事業者に対して、公共施設のクールスポットを活用するよう周知する。

10. 市主催イベントについて（全庁）

屋外でのイベントは原則、中止または延期とする。

11. 市職員の業務について（総務部）

原則、屋外での一般作業、調査等の業務については、延期（中止）又は暑さ指数の高い時間帯を避けて行うこと。徒歩や自転車での移動は出来る限り控え、車（電車）での移動手段に切り替えること。